

今号の主な内容	
2面	長寿(後期高齢者)医療制度 秋季保養施設の申込受付
3面	学校選択制度(小学校)の受付
4面	行政評価(内部評価)実施結果
5面	協働事業提案公開プレゼンテーション
8面	生涯現役塾「アフター60プロ ジェクト」参加者募集
8面	東京都シルバーパスの一斉更新

★区のサービス・手続き・施設案内は「しんじゅくコール」  
☎(3209)9999 (午前8時～午後10時)



昨年の総合防災訓練から(落合第二小学校で初期消火訓練をする参加者の皆さん)

9月7日(日)  
午前9時から

## 総合防災訓練にご参加を

災害に強いまちづくりに取り組み

昨年から今年にかけて、震度6強を観測した大きな地震が続いています。地震による被害をできるだけ少なくするために、過去の災害の教訓を忘れずに、日ごろから災害に備えることが大切です。災害に強いまちづくりのためにみんなで取り組むため、地域の防災訓練に積極的に参加しましょう。

●区立小中学校等は  
避難・救援の拠点  
区内では、大震災の発生により家屋が倒壊したり倒壊のおそれがある場合、第一次避難所と

して、区立小中学校・都立高校・私立学校等51校が地域の避難・救援の活動拠点となります。いざというときに避難所の管理運営を円滑に進めるため、日ごろから防災区民組織・学校・防災関係機関・行政(区)が連携して「避難所運営管理協議会」を開催しています。防災訓練は、地域の避難所運営管理協議会が中心となって実施します。

【問合せ】危機管理課事業推進係(本庁舎4階) ☎(5273)3874へ。

◆総合防災訓練会場と訓練項目(左表)  
今年の会場は四谷第六小学校(大京町30)、鶴巻小学校(早稲田鶴巻町140)、戸塚第二小学校(高田馬場1-25-21)です。

訓練は、会場ごとに地域の防災区民組織と区・防災関係機関が協力して行います。参加を希望する方は、当日直接会場においでください。

訓練項目	四谷第六小	鶴巻小	戸塚第二小
避難所運営管理訓練(避難所開設・運営)	○	○	○
発災対応防災訓練	○	○	○
消防訓練	○	○	○
無線通信訓練	○	○	○
医療救護訓練(トリアージ・応急手当ほか)	—	○	○
DMA T(災害時派遣医療チーム)訓練	—	○	—
歯科医療訓練	—	—	○
動物救護訓練	○	—	—
応急処置訓練	○	—	—
ライフライン訓練(NTT・都下水道局・自衛隊)	○	—	—
ライフライン訓練(東京電力)	—	○	—
ライフライン訓練(東京ガス・都水道局)	—	—	○
めん類(うどん)の炊き出し	—	○	—
起震車訓練	—	—	○
手話通訳訓練	○	○	○
耐震相談コーナー	○	○	○
消火器・防災用品あっせん等コーナー	○	○	○

日ごろの備えが  
あなたの命を守ります

住宅の耐震補強や家具の転倒防止を行い、大地震が起きたときにどのように行動するか、どのように家族に連絡するか、どのようにに家族に連絡するかなどを話し合っておきましょう。

また、地震発生後、何日間にもわたり電気・ガス・水道・電話などのライフラインや食料の流通が途絶える可能性もあります。家庭でも最低3日分の水と食料を備えておきましょう。

★家屋等の耐震補強を

地震では、建物の倒壊で多くの方が亡くなっています。倒壊した建物の多くは、昭和56年以前の旧耐震基準で建てられたものといわれています。地震に備えるため、区の耐震化支援事業をご利用ください。助成内容等詳しくは、お問い合わせください。

【内容】耐震補強工事等への支援、マンシオン等の耐震診断の支援、緊急輸送道路沿道建築物への耐震診断の支援、がけ・擁壁の無料簡易調査、ブロック塀等除去費用への助成

【問合せ】地域整備課(本庁舎8階) ☎(5273)3829へ。

★家具転倒防止器具の取り付け

危機管理課・防災センター・特別出張所に備付けの「防災用品のあっせん」でお申し込みいただけます。取り付け方法等が分からない方は、申し込み時に危機管理課にご相談ください。

なお、災害時要援護者名簿登録世帯には、家具転倒防止器具等を無料で配布しています。対象の方には、順次申請書をお送りしています。

【問合せ】危機管理課事業推進係(本庁舎4階) ☎(5273)3874へ。

★災害時要援護者名簿への登録を

区では、災害発生時に自分の身を守ることが困難な方(災害時要援護者)を地域の方が事前に把握し、迅速・的確な援助ができるような体制をとるため、ご本人の申し出により、災害時要援護者名簿を作成しています。この名簿は区内消防署・警察署、地域の民生委員、防災区民組織、区関係部署に配布し、情報提供しています。

かけがえのない命を守るため登録をお願いします。

【登録対象者】65歳以上の一人暮らし高齢者の方・障害者の方・その他援護を必要とする方

【問合せ】危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)4592・地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階) ☎(5273)3517・健康推進課健康推進係(本庁舎7階) ☎(5273)3024へ。

★住宅用火災警報器の設置はお済みですか

65歳以上の一人暮らしか、65歳以上の方のみの世帯に、住宅用火災警報器(煙式)を1つ無料で設置します。

対象世帯には、6月末にご案内と申請書を送りし、7月31日といった申し込み締め切りでしたが、追加申請を受け付けています。まだ申し込みをしていない方は、申請書を送りください。申請書が届いていないか紛失した方は、高齢者サービス課サービス係にお問い合わせください。

すでに申請した方には、9月中旬以降から順次設置していく予定です。

【問合せ】高齢者サービス課サービス係(本庁舎2階) ☎(5273)4591へ。